⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 P.M. (noon) 20 November 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2019 (tenders bring with 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2019 or submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 28 January 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : The Contract Division, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7, Hakataeki-Higashi, Hakata Ward, Fukuoka City, 812―0013, Japan, TEL ＋81―92―471―6331 EX. 2532

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書の交付期間　平成30年10月25日から平成31年１月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から18時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

②　申請書及び資料等の提出期間　平成30年10月25日から平成30年11月20日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時30分から17時00分まで(ただし、最終日は12時00分まで。)

③　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　平成30年12月21日から平成31年１月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。(最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分。)

④　入札書の締切日時　平成31年１月28日12時00分

⑤　開札の日時　平成31年１月31日10時30分

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 30 年 10 月 25 日

（契約責任者）中日本高速道路株式会社

八王子支社長　野口　英正

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

中央自動車道（特定更新等）　多摩川橋床版取替工事（平成30年度）

⑶　工事場所

自）東京都国立市谷保

至）東京都八王子市宇津木

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道　国立府中ＩＣ～八王子ＩＣ間の多摩川橋(上下線)の床版取替を行うものである。また、更なる耐震補強（支承逸脱対策）として支承取替を行うものである。

⑸　工事概算数量

床版取替工　１式

塗替塗装　約24,000㎡

床版防水　約9,400㎡

支承取替　48基

舗装工　１式

詳細設計　１式

⑹　工期　契約締結日の翌日から1440日間

⑺　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は、申請時に入札説明書・設計図書及び仕様書等において、あらかじめ指定する範囲についての工事目的物、施工方法及び仮設備計画等に関する提案（以下「技術提案」という。)を求め、技術提案に基づく詳細設計と施工を一括して行う、設計・施工一括発注方式の試行工事である。

⑼　本工事は、申請時に技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が100点満点のうち50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行工事である。

⑽　本工事は、低入札価格調査制度の対象外の工事である。

⑾　本工事の契約の締結は電子契約による。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。(詳細は入札(見積)者に対する指示書を参照)

２　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」(中日本高速道路株式会社規範第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　橋梁補修工事において、開札時に「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,200点以上の橋梁補修工事を有している者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上（橋梁補修工事）であること。)。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　橋梁補修工事において、開札時に「平成29・30年度中日本高速道路株式会社工事競争参加資格者」であり、(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。)かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上の橋梁補修工事を有している者の２者又は３者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　施工実績　平成15年度以降に元請けとしてしゅん功認定された、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。

なお、同種工事の項に揚げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。(特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

①　単体又は特定建設工事共同企業体(甲型)を構成する場合の代表者

求める実績１

床版取替又はＰＣ上部工を実施した工事

求める実績２

断面交通量が５万台／日以上の道路（自動車専用道路又は流出入が制限された道路）において車線規制、中央分離帯規制又は対面交通規制を実施した工事

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者以外

求める実績１

床版取替又はＰＣ上部工を実施した工事

求める実績３

断面交通量が2.5万台／日以上の道路(自動車専用道路又は流出入が制限された道路）において車線規制、中央分離帯規制又は対面交通規制を実施した工事

⑸　配置予定の技術者等　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む。)している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験　現場代理人、専任の主任（監理）技術者のうち１名以上が、平成15年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次表に示す項目ごとの同種工事の経験を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。(各工種の経験者を複数名配置しても良い)